

## 告知事項

ご旅行者（被保険者）全員について、下記5つの告知事項に該当するかご確認ください。

お1人でもいずれかの告知事項に該当する場合は、保険のお申込みは出来ません。

**告知事項について事実と異なっている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。**

1. 旅行中に危険な運動をされますか？ また、旅行中に危険な職務に従事されますか？
2. 現在、日本国外（海外）からアクセスされていますか？ または、日本国外（海外）へ既に渡航もしくは在住されていますか？

**ご注意：海外からのアクセスの場合、ご旅行者（被保険者）が既に海外に渡航されている場合、または日本国外で永住権をもって居住されている場合は、ご加入いただけません**

3. 下記に該当する保険契約で、死亡保険金が7,000万円を超える他の契約がありますか？

生命保険・カードにセットされている保険・簡易保険は除きます。「多重契約による保険金詐欺防止」のためにおたずねするものです。

海外旅行保険 傷害総合保険 普通傷害保険 交通事故傷害保険 共済などその他

4. 過去3年間に海外旅行保険または国内旅行傷害保険の携行品損害保険金を5回以上請求または受領されていますか？
5. 今回のご旅行中、イラン、シリア、ドネツク・ルハンスク・クリミア地域、北朝鮮、キューバが渡航先に含まれますか？ いかなる場合でも、当該国・地域において生じた事故については保険金をお支払いすることが出来ませんので、ご了承ください。